

10月から 子ども手当が変わります

手続きが
必要です

10月から、平成24年3月分までの子ども手当が下表のように変わります。9月まで子ども手当を受給していた方も含め、支給要件に該当する全ての方に、新たに認定請求書を提出していただくこととなります。

9月末現在子ども手当の受給資格があった方へは10月中旬に認定請求書を郵送しますので、手続きをしてください。

■制度の変更点

項目	これまで（平成23年9月まで）	これから（平成23年10月～24年3月）
支給対象子ども	0歳から中学校修了前の子ども ※国外居住の子どもも、条件を満たせば支給可。	0歳から中学校修了前の子ども ※留学中の場合を除き、国内に居住する子どもに限る。
支給要件		
受給者	支給対象子どもを養育している保護者の方で、国内に住所を有する方。 ※父母ともに支給要件を満たす場合や、単身赴任の場合は主たる生計維持者。	
施設等へ入所している子どもの受給者	保護者（別居監護）または施設設置者。	施設設置者、里親、小規模住居型児童養育事業を行う者。
離婚協議中で父母が別居の場合の受給者	主たる生計維持者	子どもと同居している方
父母等が国内にいない場合等の受給者	受給できない。	父母が指定した国内で子どもを養育している祖父母等や未成年後見人。
支給額（月額）	一律 13,000円	0～3歳未満 15,000円 3歳～小学校修了前 第1、2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円
支給時期	6月、10月、2月に前4ヵ月分を支給	10月～1月分を平成24年2月に支給 2月、3月分を平成24年6月に支給
保育料・給食費等の徴収	手当から徴収できない。	手当から徴収できる。

※平成24年度の子ども手当制度は、子ども手当の額等を基に、児童手当法の改正を行うとされています。

■認定請求手続き

西条市では、10月中旬に手続きが必要な方へ認定請求書を郵送しますので、必要書類を添付の上、郵送で提出するか、本庁・各総合支所窓口で手続きを行ってください。

子どもが西条市内にいる方で、単身赴任等により受給者が市外在住の方は、受給者の住所地の市区町村で手続きを行ってください。

※公務員の方は勤務先で手続きを行ってください。

■手続き期間の特例

認定請求は、平成24年3月31日までに受け付けたもの限り、特例的に10月分にさかのぼって支給されます。

※出生や転入により10月以降新たに受給資格が発生した場合や、支給対象子どもが増えた場合はこの特例は適用されず、請求日の翌月分から支給開始となります。

■手続きに必要なもの

受給者となる方の次のものがが必要です。

- 健康保険被保険者証または年金加入証明書（国民年金以外の方）
- 手当振込口座がわかるもの
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 子ども世帯全員の省略のない住民票（単身赴任等で子どもと西条市外で別居されている方）

申請窓口・問合せ

- 市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係
TEL0897-52-1337
- 各総合支所市民福祉課
福祉係（東予）、市民福祉係（丹原・小松）

ウイングサポートセンターがオープンします

11月初旬にオープンするウイングサポートセンターは「自立し、心豊かにたくましく生きる西条っ子」の育成を目的に、特別な支援を要する子どもが、必要な支援を得ながら自立し、地域において豊かに生きていくことができるよう活動するセンターです。市内に在住する方が利用できます。

■開設時間（要予約）

月曜日～金曜日 8時30分～19時

土曜日・第4日曜日 8時30分～17時15分

■休館日

日曜日（第4日曜日は開館）、祝日、年末年始

■問合せ

市庁舎別館学校教育課 こども支援対策準備室

TEL0897-52-1449（この電話は10月末まで）

